

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十七年九月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

法律第六十一号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第二百二十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「再検査」を「さらに検査」に改める。

第三十六条を次のように改める。

(不服申立て)

第三十六条 第九条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定による植物防疫官の命令については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査の申立てをすることができ

附 則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律に關しての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつて改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

- 内閣総理大臣 池田 勇人
- 法務大臣 中垣 國男
- 外務大臣 大平 正芳
- 大蔵大臣臨時代理 大蔵大臣臨時代理
- 國務大臣 宮澤 喜一
- 文部大臣 荒木萬壽夫
- 厚生大臣 西村 英一
- 農林大臣 重政 誠之
- 通商産業大臣 福田 一
- 運輸大臣 綾部健太郎
- 郵政大臣 手島 榮
- 労働大臣 大橋 武夫
- 建設大臣 河野 一郎
- 自治大臣 榎田 弘作